

第2章 高齢者の住まいと重点配慮高齢者世帯

1 供給の目標を定める高齢者の住まい

この計画では、高齢者の住まいについて、加齢とともに変化する心身の状況に応じたふさわしい住まいが確保できるよう、要介護者等の増加や高齢者の住まいの状況など将来の高齢者を取り巻く環境を踏まえ、島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画と調和を図り、その供給の目標を定めます。

■供給の目標を定める高齢者の住まい

高齢者の住まいの種類	島根県高齢者居住安定確保計画	島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画
①シルバーハウジング	定性的な供給目標を定め、目標を達成するための施策を定めます。	生活援助員の確保及び体制整備に対する取り組みを支援します。
②高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅		必要な居宅生活支援施設の確保に向けた取り組みを進めます。
③養護・軽費老人ホーム (特定施設を除く)		必要なサービスが提供できるよう市町村と連携して取り組みを進めます。
④有料老人ホーム (特定施設を除く)		適正なサービスの提供を図ります。
⑤民間供給によるサービス付き高齢者向け住宅 ^(※1)		供給に向けた取り組みを進めます。
⑥民間供給による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 ^(※2)		供給に向け登録の推進を図ります。

※1 高齢者住まい法第5条第1項の規定に基づく登録を受けたもの

※2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に基づく登録を受けたもの

■供給の目標を設定する上で調和を図る施設

下記の施設は、島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画において利用見込者数を定めますが、上記供給の目標の設定に対して調和を図る施設です。

介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護保険施設の利用見込者数
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
	介護医療院	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)		認知症対応型共同生活介護の利用見込者数
特定施設 (特定施設入居者生活介護)	養護・軽費老人ホーム	特定施設の利用見込者数
	有料老人ホーム	

2 重点配慮高齢者世帯

今後、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者は増加していくことが見込まれます。また、総人口に占める後期高齢者人口割合も年々高まり、要介護・要支援高齢者等の増加が予測されます。

そのような中、住宅セーフティネットの必要性は益々高まり、今後増加する高齢者の居住の安定に向けた施策は、高齢者の心身や経済的な状況を踏まえる必要があります。特に、日常生活に支援を要する要介護・要支援者（以下、「要介護等高齢者」という。）で、自らの生活にふさわしい住まいの確保ができない者に対する対策が主要な課題です。

要介護等高齢者のうち、介護保険の施設・居住系サービスを利用している者、公的な施設に入所している者、自らの資産等を活用して必要なサービスを受けられる施設又は賃貸住宅に入所・入居している者は既に必要なサービスを受けられる環境にあると考えられます。必要とされるのは、それ以外に居住する要介護等高齢者への対策となります。

この計画では、既に必要なサービスを受けられる施設又は賃貸住宅に入居・入所している人以外の要介護等高齢者のうち、借家に居住する生活基盤の脆弱な単身や夫婦のみの世帯を『**重点配慮高齢者世帯**』と位置づけ、この世帯に対して必要な施策を優先的に実施します。

【重点配慮高齢者世帯と対応する住まい】

県内の要介護等高齢者

①自らの資産等で対応可能な高齢者

自らの資産等を活用して必要なサービスを受けられる施設又は賃貸住宅に入所又は入居している人

- 有料老人ホームの入所者^{※1}
- サービス付き高齢者向け住宅の入居者^{※2}

※1 特定施設除く。

※2 サービス付きの旧高齢者専用賃貸住宅、及び旧高齢者向け優良賃貸住宅を含む。
(いずれも特定施設を除く。)

②福祉施設等に入居・入所している高齢者

介護保険の施設・居住系サービスを利用、公的な施設に入所している人

- 施設・居住系サービス提供施設等の入所者
- 養護・軽費老人ホームの入所者^{※1}

※1 特定施設除く。

③ 持ち家・民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住（上記①、②以外）する要介護等高齢者

④ ③のうち、借家に居住している高齢単身・夫婦のみ世帯

重点配慮高齢者世帯

重点配慮高齢者世帯に対応する住まい

高齢者のための構造、設備を有し、緊急時の対応や生活相談体制の整った公的に供給される賃貸住宅

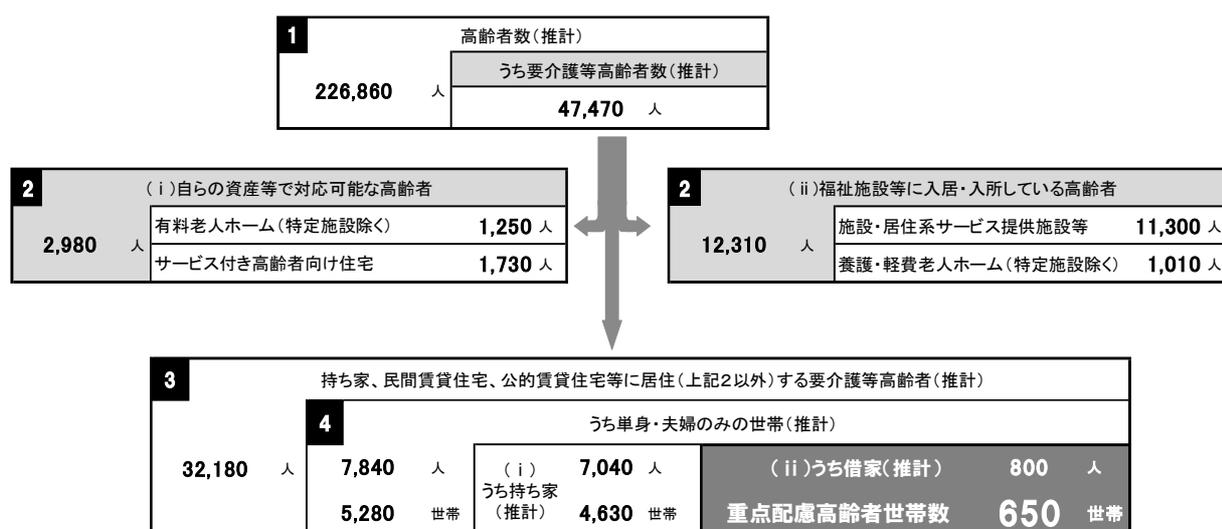
- ①シルバーハウジング
- ②高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅

3 高齢者の状況と対応する住まいの供給の現状（平成29年度）

- (1) 高齢者数は226,860人^(※1)と推計します。
 そのうち要介護等高齢者の数は47,470人^(※2)と推計します。
- (2) 要介護等高齢者のうち、「既に適切なサービスを受けることができる住宅・施設に居住している高齢者」の数は15,290人となります。
 その内訳 (i) 自らの資産等で対応可能な高齢者数：2,980人^(※3)
 (ii) 福祉施設等に入居・入所している高齢者数：12,310人^(※4)
- (3) 要介護等高齢者のうち、「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する高齢者」の数は32,180人(47,470人-15,290人)となります。
- (4) 「持ち家、民間賃貸住宅、公的賃貸住宅等に居住する要介護等高齢者」の数を世帯推計し、高齢世帯(高齢単身・高齢夫婦のみの世帯)を抽出すると、5,280世帯となります。
 この世帯を「持ち家」、「借家(民間、公共)」の別に分類すると次のとおりになります。

- (i) 持ち家に居住：4,630世帯
 (ii) 借家(民間、公共)に居住：650世帯

※1：都道府県の将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）から推計
 ※2：要介護、要支援者数：介護保険事業状況報告（平成29年9月末現在）による
 ※3：有料老人ホーム：平成28年度末現在の届出のあった施設における定員数の合計
 サービス付き高齢者向け住宅：平成29年度末の、サービス付き高齢者向け住宅、サービス付きの旧高齢者専用賃貸住宅、及び旧高齢者向け優良賃貸住宅の供給見込み戸数の定員数の合計
 ※4：平成28年度末現在の認可・指定施設における定員数の合計



※推計のため、端数処理をしています。